

# 厚生常任委員会

平成20年3月17日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎里川宜志子	○辻 善次	小林 誠
吉野 俊明	西谷 剛周	木田 守彦
中川議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	芳村 是
総 務 部 長	池田 善紀	住 民 生 活 部 長	西本 喜一
福 祉 課 長	西川 肇	同 課 長 補 佐	寺田 良信
同 課 長 補 佐	西梶 浩司	健 康 推 進 課 長	植村 俊彦
同 課 長 補 佐	猪川 恭弘	同 課 長 補 佐	増井つゆ子
環 境 対 策 課 長	乾 善亮	同 課 長 補 佐	栗本 公生
住 民 課 長	清水 昭雄		

## 3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	藤原 伸宏	同 係 長	峯川 敏明
-------------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 吉野委員、西谷委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておられますので、ただいまより厚生常任委員会を開会いたします。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

はじめに、町長のご挨拶をお受けしたいと思います。

小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に本委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。

署名委員に、吉野委員、西谷委員のお二人を指名いたします。

両委員にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございますが、はじめに前回の委員会でも確認をさせていただいておりますが、総合福祉会館の工事の現場を見ていただくということで委員会を暫時休憩し、現地調査を行いまして、その後に帰庁後に委員会を再開し、レジメに沿って委員会を進めていきたいというふうに思っておりますが、それでご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

それでは、総合福祉会館整備工事の現場調査を行うことといたします。暫時休憩いたします。

（ 午前 9時 3分休憩 ）

（ 午前10時15分再開 ）

委員長

それでは再開いたします。

委員の皆様、また理事者におかれましては大変お疲れ様でございました。

総合福祉会館の整備工事についてのご質問は、本日のレジメにございます、2. 継続審査のところでお聞きしていくことといたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、レジメに沿いまして進めてまいりたいと思います。

初めに、1. 3月議会付託議案についてでございますが、本会議から付託を受けました議案は、全部で10議案あり、大変多くの議案をこの委員会で審議し、委員会採決を行っていかねばなりません。委員皆さんには慎重にご審議をしていただき、よくお考えいただく時間もとりまして、そしてまた相互関係するような議案の内容もございますので、今回は特別な取扱いということになりますが、この10議案につきまして、それぞれ理事者から説明をお聞きし、質疑を行い、採決につきましては、10議案すべての質疑が終わりましてから、取りまとめの時間もとりまして、最後に順次採決をしていくというふうに会議を進めていきたいというふうに思いますが、今回の委員会ではそのような取扱いをすることでご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。

それでは、そのように審議を進めてまいります。

まず初めに、(1) 議案第1号、斑鳩町総合保健福祉会館条例についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。

西川福祉課長。

福祉課長

議案第1号 斑鳩町総合保健福祉会館条例について、ご説明いたします。

まず議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

福祉課長 この条例の内容につきましては、前回の委員会でご説明させていただきました内容と変わりはありませんので、議案の最後のページの要旨をつけております。この要旨によりましてご説明とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

( 要旨朗読 )

福祉課長 以上、斑鳩町総合保健福祉会館の条例の要旨を説明させていただきました。なお、前回条例の施行規則についての中で、委員会でご指摘いただきました使用許可申請書及び使用許可書の「使用上の注意」の中で、「施設使用中に生じた傷害、物的事故等の責任は、申請者が行う」ということになっておりましたところを「使用責任者が行う」と規則の方は変更しておりますのでよろしくお願いいたします。

以上簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたしたいと思います。

委員皆さんの方で何か質疑の方はございませんでしょうか。

西谷委員。

西谷委員 各室の料金表載ってるんですが、要は保健センターの例えば調理実習室とかそういうところの貸し出しっていうのは載ってないということは、これはしないっていう事ですか。

福祉課長 今委員の方からご質問いただきましたように保健センターの調理室

につきましては、保健センターの事業等で使用するというふうを考えております。貸館につきましてはしないということでございます。

よろしく願いいたします。

西谷委員　　まあ、地域、グループで手作りの味噌を作ったりとか色んなそういうグループで結構最近はそのいうのにこだわって作っておられるところが多いと思うんですが。東、まあ西とか公民館でもそういうのがあるんですが。実際には地域的にみると、今言うてる福社会館というのは、ある意味では一番そういうところから一番抜けてるようなところにあるんで、実際こういう栄養、あるいは調理、健康っていうことからすると、安全で安心できるようなもの手作りの、あるいは地産地消っていう見地から地元のものを作って、こう自分たちの食べるものを作るっていう意味では、調理実習室を貸し出されてもええんちゃうんかなと思います。なんか出来ない理由みたいなもんがあったらちょっと聞かしてほしいんですが。

住民生活  
部長　　保健センターのそういうところにつきましては、保健事業で今課長が答えましたようにするというので。あと委員もおっしゃいましたように、そういう地域での活動につきましては公民館で公民館を利用してやっていただきたいと考えております。まあ今後、将来的には町民の皆さんのご意見を聞く中で、また議会ともご相談申し上げることもあると思いますが、今現在では公民館のほうで施設を使っていたくというふうを考えております。以上でございます。

西谷委員　　あのね。実際に建物を公費で建てて、住民からすると傍の自分達の近くにそういう施設ができて、できたら、わざわざ中央公民館あるいは東公民館、西公民館に行かなくても近くであつたら近くで使いたいというのは、これは住民からしたら当たり前の話しやし、実際に調理実習室そのものが実際造って、どの程度これを例えば稼働されるのかなってことを考えた時に、そんな頻繁に貸し出し、一般の貸し出しがで

きないくらいの稼働があんのかなって、僕はどうみても疑問やと思う。だからせつかく公費で皆の税金で造ったもんでのは、広く住民に門戸をあけて自由に、皆さんの税金で造ったもんですから皆さんで使ってくださいってのは、私そういうことをすべきちゃうかなと思うんです。特に今言われたように、確かに今まではなかった、公民館という形でそういうのをやっていますけど、片方ではやっぱり医療ってのはある意味では食、食べる事そのものが医療なんだという考え方からしたらもっとやっぱりそういうところで住民が手作りの安全なものを作る、そういう拠点として別に調理実習室を使われても私は逆にこの総合福祉保健センターの主旨からしてもそんなに逸脱してとは思わないし、正に片方では農業、地産地消といわれている。あるいは、昔から健康には自分の住んでる4里四方のものを食べるのが一番健康的なんだっていう、そういうことを考えてくると、やっぱりその調理実習室をもっと門戸を開放すべきだとは思いますがね。最度ちょっとお尋ねしておきたい。

町長 西谷委員のおっしゃていただく中身でございますけども、やはり斑鳩町の場合は中央公民館から東、西の公民館にも調理実習室がございますから、保健センターというのはやっぱり非常にやっぱり医療と保健医療の関係から誰でもということにはなかなかない。やっぱりそういう一つのそういうその保健指導していく中で、食とまあそういうものについても健康食等については、やはりそういう関係者等にやっぱりして、その関係等についてはあとは中央公民館あるいは東、西の公民館をご利用いただくというのが私は本来であろうと思っております。

西谷委員 町長、今そういうふうに答弁されたんですが、まあ実際にそしたらこれが開館してどの程度稼働されるのかっていうのをまあ実績みせてもらって、その時にまた再度質問させていただきます。

町 長        まあ稼働とか、私はそういう問題よりも、やっぱり保健医療っていう一つの拠点という中で、いろんな問題等ございます。やはりこの小学校のあるいは給食でもやっぱりそういうノロウイルスとかそういう関係等についても殺菌を十分していかないけないというところで、やっぱりそういう管理をするなかでは非常にやっぱり大事ではないかなと。ということで、やっぱり子供さんから患者、そういう健診の方々がたくさんお見えになりますから、そういうことも踏まえた中で、やはりそういう点では保健医療ということでそういう特定の関係になっていくと。利用度がどうかという問題よりも、私はやっぱりそういう方々がそういう保健指導をしていくという立場からその関係等については守っていかねばならないと思っております。

委員長        他にございますでしょうか。    中川議長。

議 長        損害の賠償にこだわるようなんですがね。今規則の方では使用責任者に変更していただいたと報告いただきましたが、この14条では使用者ってなってるんですよ。この使用者と使用責任者はこう合わす方が適当ではないのかなと思うんですが。その点についてお尋ねしておきたいと思います。

住民生活  条 例 上 使 用 者 と な っ て ま す 。 規 則 の 方 で は 様 式 の 中 で 使 用 責 任 者 と 部 長        いうことであわせていただいています。包括して使用責任者も合わせまして使用者ということで条例でその文言でいかせていただいたということでご理解をいただきたいと思います。

議 長        どちらも使用者やったら使用者、使用責任者やったら使用責任者に合わすとなんか問題あるんですか。

住民生活  部 長        申し訳ございません。第8条のほうでですね、この条例のなかで使用者という定義をさせていただいておりますので、先程申しましたよ

うに、この条例の中では使用者という言葉で統一をさせていただきまして、規則の方で使用責任者という使い分けをさせていただきたい。この条例のなかでは、使用者第8条で、第6条の規定による許可を受けたもの以下使用者とこのようにうたっておりますので、この条例上は使用者という言葉に統一をさせていただきたいと、このように思います。で、先程申しました規則の中では、その申請書の中で責任をとるのは使用責任者というふうに明確に、更に明確に表示をさせていただいたということで、再度ご理解を思いますので。

議 長

その様式の中を使用者にするとなんか問題あるんですか。

同じ使用者、使用者の方がわかり易いやすいかな思うんですけど、単純に。なんでその責任者という言葉にこだわるのかな思って。どっちも使用者に合わせてもらったほうがええのんちゃうのかな思っただけで。

住民生活  
部長

規則のほうでですね、先程課長が説明しましたその使用責任者とい  
いますのは、規則の様式の中に、申請書の中に使用責任者ということ  
で申請者の名前があります。そして使用上の注意という欄外のところで  
施設使用中に生じた障害、物的事故等の責任は申請者が行うという  
ことで表示がありましたことを前回の委員会でご指摘をいただきまし  
て、その申請者が仮に行ってなかったら、使ってなかったのに責任を  
負うというのはおかしいんじゃないかというご指摘だったと思いま  
す。それで使用責任者の方に言い、物的事故等の責任は使用責任者が  
負うことというふうに改めさせていただいたという。

( 「その使用責任者やなしに使用者やったらあかんのか  
ということ言うてます。」との声あり )

住民生活  
部長

ここの文言につきましては使用責任者、団体の方の特定の、使用者  
というのが先程おっしゃいましたように会の代表者でございますの



で、代表者の名前で申請をされた場合があります。その場合には使用者といいますのは代表の方になると思いますが、実際に来て使われる方はそういう代表者が来られないで、その会の方が使われるという場合がありますと思います。そういったケースも想定する中でやはり使用責任者というふうに、その日の使われる責任者ということでちょっと明確にさしていただいたのです。使用者というのは許可をした団体の代表者も使用者というふうに捉えますので、条例上とらえることができますので、この様式上は実際に使われる方、使用責任者ということで使い分けをさせていただいております。

委員長

他にございますか。無ければ私の方からちょっと一点確認だけしておきたいと思います。この条例の付則の2番目にこの条例によりましてですね、ここに二つの条例が本年8月31日をもって廃止するというふうになっております。この二つの条例を廃止されるのは結構なんですけど、ただしですね、やはり関わりのある委員会といたしましても、この現在の福社会館また保健センターの条例を廃止するのはいいけれども、その後ですね、これらの施設をどんなふうにするのかということにつきまして、この条例を廃止することをよしとするについてもやはり今後のことも私達としても頭にいれておきたいというふうに思いますので。現在どの様にお考えになられているのかというのを聞いておきたいというふうに思います。

総務部長

まず福社会館のほうでございますけども、これにつきましては、今教育委員会の方で発掘調査の遺物の保存をやっております。今は中央公民館でやってございますけども。これについてここで遺物整理と遺物の保存をこの福社会館で行ってまいりたいと考えております。2年後には（仮称）文化財活用センターもできますことから、やっぱり一括して管理やっていくと考えております。もう一点、保健センターにつきましては、今日現在役場のほうで相当会議室がほとんど無い状態にあります。それともう一点につきましては、やはり税務相談また福祉

相談、年金相談等々非常に個人情報の多い相談業務もあります。また住民の方から自分の個人情報を人に知られたくない、聞かれたくないというやっぱりご要望もございますことからそれらの会議室等に利用していきたいと考えております、当面の間。

委員長 大体目的というのは今わかりましたが。前段で委員の方から調理実習室の話もでておりましたが、現在の保健センターにも調理実習室があるんですが、この調理実習室についてはどんなふうになりますか。

総務部長 今のところ、調理実習室は現状のままで当面の間はおいておこうと考えております。ただ第三者に貸し出すことについてはやはり管理上の問題もありますので、差し控えたいと考えております。また大規模災害等につきましたの炊き出し等のまたその拠点とも考えられますので、当面は現状のままでおいておきたいと思っております。またその現状を見る中でまた他に転用、また廃止して他に転用する事があればその用途が決まってまいりましたらその用途に考えていきたいと考えております。

委員長 まあそういう調理実習室など全然使ってなくて、急に使うとなった時には意外と使えない状況があったりとか、やっぱりなんぼか使ってるからこそ継続して使えるっていう部分もあるかとは思っていますのでね。今後またいろいろそういう緊急の時にも使えるってことは非常にいいことだとは思いますが。今部長からも答弁ありましたが、研究、検討していただきたいなというふうには考えます。

委員の皆さん他にございませんでしょうか。 吉野委員。

吉野委員 福社会館、福祉センターが空くっていうことを住民の方はまあ知ってる人たちはですね、なんか我々にも物言わせてくれへんかなとか言ってるんですよ。今遺物の保存整理、とセンターについては会議室使用とか住民相談の使用とか言われておりますけども、それはそれで

政側の心積もりとしてはいいかもしれないけども、また住民からの声が上がった時には一つまたそれも考慮していただきたいなと思っております。

町 長       この福祉会館を建設する段階からこの関係等には議員さんからいろいろとご質問等ございました。その点から私どもでは一応社会福祉会館、古いところは埋蔵文化財等の関係について今中央公民館のものをそこでしていくと。あるいはまた、この保健センターについては庁舎が使用とか、そういう相談等の関係等について分庁舎として使っていくと、いうことを申し上げてきておりますので、何回か議員さんからご質問あった中で明確にそういう答弁はさせてもらってます。

委員長       他にございませんでしょうか。よろしいですか。

これをもって質疑を終結いたします。

続きまして、（２）議案第２号、斑鳩町後期高齢者医療に関する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

植村健康推進課長。

健康推進       それでは、議案第２号、斑鳩町後期高齢者医療に関する条例についてご説明申し上げます。

課長

まず議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

健康推進       本議案につきましては、前回の委員会で説明いたしました内容と変更はございません。末尾につけております要旨の朗読をもって説明に替えさせていただきたいと思えます。

課長

（ 要旨朗読 ）

健康推進課長 以上、簡単ではございますが斑鳩町後期高齢者医療に関する条例の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木田委員。

木田委員 今現在ですね、国民健康保険で引き落としで払っておられる方は、後期高齢者医療の場合、それは自動的に引き落としになってくつかね、これまた別やと思うから、そういう通知はもう出されておるのか、どうですかね、それは。

健康推進課長 国民健康保険税の引き落としは当然止めさせていただくこととなりますが、後期高齢者保険料につきましては、あらためて口座引き落としの手続きをおっていただくこととなります。保険料確定がいたしますのが6月下旬から7月上旬ですので、その際引き続き口座振替される方につきましては口座振替の手続きの書類等を郵送させていただきたいと考えているところでございます。

木田委員 まあ年寄りの場合はですね、銀行にもなかなか行けないということで、まあ役場にもこられないということで、自動振込みにしておられるっちゃうのが現状やと思いますねんけども。それがやっぱり引き続きそうしてやっていただけるようにですね、前もってそういう広告ちゅうんですかそれをできるだけ早いこと皆さんに告知していただいでですね、その切り替えを早い事やってもらわなければ、今までまあ国保のなんでやってるからもうええわというふうな感じでおられたら、その直前に至って、これまたなんやて一から説明しなおさんなんようなことになんのではないんかなと、私はそういうふうに思いますねんけどね。だからそういう心配もあるから、まあできるだけ滞納するような人のおられないようにですね、徴収方をよろしくようお願い申し上げたいと思います。

委員長 今委員のご質問にありました関係ですが、年金からの天引きにも変わっていきますので普通徴収の方について今委員申されたような形でご配慮いただきたいというふうに思います。

ほかに委員皆さんのほうでございませんでしょうか。

( な し )

委員長 そしたらすいません。ちょっとお尋ねしたいんですが。この条例そのものではないんですが、後期高齢者医療に関する事なんですが。まあ条例に関わる事でいえば、限度額超過ですね、徴収事務は斑鳩町が行っておられると思いますので、なると思いますので、限度額超過っていうんですか、限度額いっぱいまでっていうような被保険者の方っていうのはいらっしゃるのかな、またいらっしゃるのならどの程度いらっしゃるのかなっていうのが、国保とね保険料の計算違いますので、ちょっと徴収事務に関わってその辺が少し気になってたところなんです。それとですね、保険料凍結するという一時的な施策を国が打ち出しましたね、社会保険から移行される方について。そしたらその保険料凍結した分の、なんていうんですか、もともとその計算に入っていたのではないかなと。だいたいその予測立てる時に計算はいつたんじゃないかなと。だけど凍結しますよということで、その人たちの保険料を減額するとかそういう減免をするということにつきましてのね、保証っていうんですか、そういうものっていうのは手当されてるのかどうかっていうこと、その辺がちょっと気になっておったんですが、そういうのは制度的にどうなってるんでしょうか。ちょっと教えてほしいです。 植村健康推進課長。

健康推進課長 まず一点目の限度超価格、限度を越えられる方がおられるかどうかということですが、もちろんおられるとは思いますが、申し訳ございませんが実数については現在把握しておりません。それから保険

料の凍結部分につきましては、基本的には全額国の方から、国がその分を補てんするというふうに聞いております。

委員長       そしたらまた今後のいろんな問題考える中で、限度額の超過の人数とかについてはまた教えていただきたいと思います。それとあと一つ気になってますのが、斑鳩町から広域連合に出向させている職員があると思うんですが、この出向している職員の身分の保証であったり、そしてまたいつ迄って言うたらおかしいですけど、この出向っていう形をこの斑鳩町からとるっていうことについて今後どんなふうに広域連合で行っていくのか、また町としてはどんなふうに関わるのかって言うこの辺がちょっとわかりにくいですので、この際ですから聞いておきたいというふうに思います。

総務部長       出向につきましては3年でございます。身分は町の職員でございます。出向につきましては3年間向こうとしても同じ職員を送って欲しいということで、やっぱり事務の関係がございますので。以上です。

委員長       そしたら広域連合は、広域連合としての職員っていうのは今後どうされるのかわかりませんが、現在は各市町村からそういった形で出向した職員が中心となってやっておられるのかなと思います。この制度ができてその後ですね、どんなふうに連合になっていくのかなと、広域連合、こんな全市町村が入ってる広域連合いったら大きいのです。でね、ちょっと私も不安な思いも持っているんですが、今後広域連合独自で職員さんっていうのを採用していかれる考え方なんかどうかなあっているのをその辺分かっている時点、教えていただきたいんです。

町 長       今のところは我々聞かされてるのは斑鳩から3年間、その次は三郷町からまた3年間ということで順番にいくということでございます。

委員長       まあそしたら制度が安定するまで各市町村の方から職員が出向する

いう形での運営という事ですね。はい、ありがとうございます。確認をさせていただきました。

他に委員さんの方でなにかございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

( な し )

委員長 それではこれをもって質疑を終結いたします。

続きまして、(3) 議案第4号、斑鳩町営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。 乾環境対策課長。

環境対策 議案第4号、斑鳩町営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

課長

まず、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

環境対策 本条例の一部改正につきましては前回の委員会でご説明申し上げました内容と変更がございませんので、最後のページの条例改正の要旨で説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

課長

( 要旨説明 )

環境対策 以上簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りまして、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

課長

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

この議案につきまして、何かお尋ねになりたいことなどはございま

せんでしょうか。よろしいですか。

( な し )

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

続きまして、(4) 議案第7号、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 植村健康推進課長。

健康推進  
課長

議案第7号、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

まず議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

健康推進  
課長

本議案につきまして、その主な改正点につきましては、前回の委員会でご説明申し上げました内容と同様ではございますが、その際には改正文等をお示しすることが出来ませんでしたので、あらためてご説明申し上げたいと思います。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

まず、新旧対照表の新条例第2条でございます。第2条の第1項におきまして、課税額を規定しておりますが、その部分に後期高齢者支援金等課税額という文言を追加するものでございます。また同条第3項におきまして、この課税額におきましても、所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算とするという旨の規定をしております。

続きまして、第6条から第7条の3につきましては、後期高齢者支援金等課税額の所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額のそれぞれの税率を規定しております。

まず第6条で所得割額は、総所得金額に100分の1.6を乗じる



としております。第7条におきましては、資産割額でございますが固定資産税額の100分の5.5と規定しております。

また第7条の2につきましては、均等割額は1人当たりにつきまして7,200円、第7条の3、世帯別平等割額につきましては1世帯4,800円と規定しているものでございます。

続きまして次のページでございますが、第11条につきましては、徴収の方法としまして特別徴収の方法による他は、普通徴収の方法によるというふうに規定をしているところでございます。

新条例の第12条でございますが、普通徴収によって徴収する納期ということで、従来の納期を定めているところでございます。

次のページをめくっていただきまして新条例の第13条の第1項、第2項、第4項、第6項につきましては、国民健康保険法の条文の番号の変更によりまして、所要の改正を行うものでございます。

次のページの第14条から第20条までにつきましては、特別徴収に係る規定を設けております。

委員の皆様もご承知かとは思いますが、この特別徴収は、本町の場合には、10月からの実施となりまして、10月以降の年金から天引きすることといたしております。平成21年度には、原則として、平成20年度の2月の特別徴収額を、4月から9月に支払われる年金から仮徴収し、その間にその年度の保険料額が確定し、その保険料確定額から仮徴収額を差し引いた額を10月から3月に支払われる年金から、本徴収するというところでございます。

続きまして新条例の第21条でございます、新条例の21条につきましては国民健康保険税の減額について定めているところでございます。後期高齢者支援金等課税額の均等割額及び平等割額の減額を規定いたしました。第1項が7割軽減、第2項は5割軽減、第3項は2割軽減を規定しておりまして、それぞれに、後期高齢者支援金等の課税額の減額する額を定めているところでございます。

最後に付則でございます。

付則ではございますが、旧条例の第3項から第6項につきましては、

平成18年度及び平成19年度に係る特例を定めていたものでございまして、今回これを削りまして、条番号を前へ詰めることといたしました。その上で新条例の第3項以下、第5項、第7項、第8項、第10項、第11項、第12項につきましては、条文の番号の改正等によります所要の改正を行うところでございます。

なお新条例の施行日は、平成20年4月1日でありますけれども、新条例の第19条のみ平成21年の保険税から適用することといたしております。

なお、前回の委員会でもご説明申し上げましたが、限度額の変更ですとか、後期高齢者に移行することによる世帯変更に係ります平等割額や減額判定の特例などにつきましては、関係法令の改正を待って本条例を改正することといたしております。賦課期日の関係から町長専決処分をお願いすることと考えておりますので、あらためてご了解をいただきたいと思っております。

次に前回の委員会で資料の提出の求めがございました国民健康保険等の医療費についてご説明申し上げたいと思っております。

資料の1をお開きいただきたいと思っております。

まず、左半分でございます。1. 斑鳩町国民健康保険、老人保健（国民健康保険分）の医療費の推移というところでございます。

①は、被保険者等の種別ごと、一般被保険者、退職被保険者、老人保健ということですが、それごとの1人あたりの医療費の年額の推移を表にしたものとグラフ化したものでございます。

又②は、それら一般被保険者、退職被保険者、老人保健ごとに平成3年を1とした場合におけます増加率を表に表したものとグラフ化したものでございます。一般被保険者と申しますのは0歳児から平成14年の途中までは69歳まで、平成14年の途中からは74歳までという年齢層になっております。また退職被保険者につきましては60歳から平成14年途中までは69歳まで、平成14年途中からは74歳までの内、その年齢層の内、厚生年金とか共済組合などの年金を受けておられる方々が対象でございます。老人保健につきましては平成1

4年の途中までは70歳以上、平成14年の途中からは75歳以上と  
いうことをございます。

なお、平成14年度におきましては、上のグラフも下のグラフもそ  
うですが、平成14年のところだけはちょっとぽこっと低い数字、へ  
っこんでおると思いますが、これにつきましては国民健康保険  
の年度が、4月から3月というものがこの年度におきまして3月から  
2月に変更されました。そのことからこの年度のみ4月から2月の1  
1か月間差ということですので、年額が減っているということをござ  
います。

この表をご覧くださいますと、まず一般被保険者につきましては、  
平成3年度、年額で一人当たり12万5,540円、これが平成18年  
度におきましては21万9,214円でございます。平成3年度を1と  
した場合、平成18年度は1.75倍ということをございます。

退職被保険者につきましては、平成3年度25万1,705円が平成  
18年度は36万9,345円でございます。平成3年度を1とした  
場合に、平成18年度は1.47倍でございます。老人保健についまし  
ては、平成3年度63万6,437円、平成18年度は79万9,22  
6円でございます。平成3年度を1とした場合、平成18年度は1.  
26倍というところがございます。ご覧いただきましたらおわかりい  
ただけますように年齢層が上がりますほど、増加率、金額は別としま  
して増加率につきましては、年齢層が上がるほど低くなっているとい  
う傾向がうかがえるものと思えます。

退職者医療につきましては、平成8年度の医療費をピークにしまし  
て、それ以後しばらくその水準を越えることなく推移してきておりま  
す。平成14年度で一旦減少しまして、平成15年度以降についまし  
てはやや増加傾向が見られますものの、平成18年度にはまた減少に  
転じているところがございます。また、老人保健につきましては、平  
成11年度をピークにしまして、しばらくの間は減少しておりましたが、  
平成14年度で底を打ち、15年度以降についましでは増加傾向  
が見られるといった状況でございます。

一般被保険者につきましても、基本的には右肩上がりにはなっておるんですけども、平成15年度からやはり増加傾向が見られまして、平成14年の途中で老人保健制度の対象年齢の区分が変更したということが、この平均数値に表われているのではないかと推測しておるところでございます。

続きまして資料の右半分でございます。2. 国民健康保険等の医療費の全国、奈良県、斑鳩町の比較ということでございます。

これは厚生労働省が発表しております数値をもとに平成11年度から平成17年度のデータを表にしましてグラフ化したものでございます。本町のまず1番は1人あたりの実績医療費ということで、これは単位は千円でございますが、斑鳩町は平成11年度で36万9千円であったものが17年度38万5千円、これはすべての平均ということでございます。これにつきましては全国平均よりは若干下回ってはおりますものの、奈良県平均よりは高くなっているということがうかがえます。

下の②一人当たりの地域差指数ということでございます。

これも11年度から17年度、厚生労働省のデータを転記させていただいたものでございますが、先程の①の実績医療費では、高齢者が多い地域などにつきましては、それを理由に平均が引きあがるということがありますので、その年齢構成の違いによる給付費の高い低いの影響を排除しまして、各市町村の医療費を比べる指数として厚生労働省が出しているもので、全国を1としたものでございます。

それによりますと全体としましては、斑鳩町は相対的には奈良県平均よりも低い値ということになっているものでございます。

医療費を決定いたします要因といたしましては、医療の高度化、あるいは検査機器の進歩、それから年齢構成の変化や医療、介護の制度改正など様々な要因がございますので、これら医療費の推移から、西谷委員おっしゃっていただきましたような、保健センターによります保健事業の効果というものがどのように影響したかということ結論付けるということは難しいのではないかとこのように思っております。

す。

しかし、60歳以上の退職被保険者、あるいは、老人保健が少なくとも一般被保険者の医療費よりも増加傾向が鈍いことにつきましては、その部分の保健事業による医療費の抑制もみてとれるのではないかなという気もいたしております。ただこのことから、かねてから国保運営協議会などでも指摘をいただいております、壮年期40歳代から50歳代におけます保健事業の推進というものが課題として一層浮き彫りになったというふうにも考えているところでございます。

こういうふうなこともございまして、平成20年度からは、全国的に特定健康診査、特定保健指導というものが始まることはご承知のとおりでございます。

これまで、健診重視だった保健事業が、そのままでは医療費の全体的な増加を国としても止めることができないということから、保健指導重視の考え方に切り替えていこうというものでございます。このことにより、メタボリックシンドロームの該当者や、予備群の減少を図り、結果として医療費の適正化につなげていこうというものでございます。

また介護保険で導入されています介護予防事業、地域支援事業におきましては、基本健康診査と同時に生活機能の確認を行っております。包括支援センターと情報を共有するなど、福祉部門との密接な関連も求められているところでございます。

そのようなことから、保健センターの事業につきましては、予防接種などの、そもそも保健センター固有の事務だけでなく、今後国民健康保険事業や、介護保険事業とも密接に連携を図りながら、その実施部門として、よりいっそう住民の皆様の健康維持について、尽力してまいりたいと考えているところでございますのでご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上で斑鳩町国民健康保険税の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けしていきたいと思います。  
西谷委員。

西谷委員 初めてこういうデータを見せていただいて、非常に斑鳩町の様子もわかったんですが。今の課長の説明によりますと、一件一人あたりの医療費は、斑鳩町はまあ全国平均とは変わらないけども、奈良県よりは高いっていう部分については、結局奈良県平均の高齢者率が、斑鳩町の方が高いから結局それを補正したら結果としては奈良県の平均よりも低いっていう、まあそういう説明だと思うんです。そこで次に聞きたいのは、例えば医療費の中で、飛び抜けて斑鳩町が奈良県あるいは全国平均と比べて疾病の種類において同じような傾向にあるのか、それとも斑鳩町自身は奈良県あるいは全国平均と比べて疾病の種類が違うのか、その辺のところはどうですか。

健康推進課長 斑鳩町に特有の医療費をアップさせるような斑鳩町特有の理由というものがあるといようなことは思っておりません。

委員長 他に委員皆さんの方で、お尋ねになりたい点ございませんでしょうか。私また限度額の関係でお尋ねしたいんですけどもね。これも今わからなかったらまた後でも結構ですけれども、後期高齢者に移行した方達の中にもね、国保税の計算で限度額いっぱいやった方もあると思うんです。そしてまた後期高齢者の保険料計算が違うんで、その方が限度額いっぱいになるとは限らないと思うんですが、ここで言えば国民健康保険税で言えば、75歳以上の方で限度額超過だった方がどの程度いらっしまったのか、そしてまた医療分の金額が限度額が下がった事で限度額超過となる74歳以下の方ですね、がどれぐらいになるのか、っていうその辺の増減っていうんですか、そういった数字がちょっと知りたいなというふうに思っているところです。今でなかったらあとでも結構ですので。 植村健康推進課長。

健康推進  
課長 申し訳ございませんが後刻報告させていただきます。

委員長 お願いします。  
他に委員の皆さんの方で質疑はございませんでしょうか。  
よろしいですか。

( な し )

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。  
続きまして、(5) 議案第8号、斑鳩町保育の実施に関する条例の  
一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求  
めます。 西川福祉課長。

福祉課長 議案第8号、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例  
についてをご説明いたします。  
まず議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

福祉課長 この条例の内容につきましては、前回の委員会でもご説明させてい  
ただきました内容と変わりはありませんので、議案書最後のページ  
の「要旨」により、朗読をもってご説明とさせていただきますのでよ  
ろしく願います。

( 要旨朗読 )

福祉課長 以上簡単でございますが、議案第8号、斑鳩町保育の実施に関する  
条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りまして、ご承認いただきますよう、よろしくお  
願いを申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。  
何かお尋ねになりたい事はございませんか。  
よろしいですか。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
続きまして、(6) 議案第9号、斑鳩町母子医療費助成条例の一部  
を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めま  
す。 植村健康推進課長。

健康推進 それでは、議案第9号、斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正す  
課長 る条例についてご説明申し上げます。  
まず議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

健康推進 本議案につきましては、前回の委員会で説明いたしました内容と変  
課長 更はございません。末尾の要旨をもって説明に替えさせていただき  
たいと思います。

( 要旨朗読 )

健康推進 以上簡単ではございますが、斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改  
課長 正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議い  
ただきまして、原案どおりご承認賜りますようお願いいたします。



委員長 説明が終わりましたので、委員皆様のご質疑があればお受けしたいと思います。

なにかございますか。よろしいでしょうか。

( な し )

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。

続きまして、(7) 議案第10号、斑鳩町老人医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。 植村健康推進課長。

健康推進 課長 それでは、議案第10号、斑鳩町老人医療費助成条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

まず議案書を朗読します。

( 議案書朗読 )

健康推進 課長 本議案につきましても、前回の委員会でご説明いたしました内容と変更はございません。末尾の要旨をもって説明に替えさせていただきますと思います。

( 要旨朗読 )

健康推進 課長 以上で斑鳩町老人医療費助成条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

何かお尋ねになりたい事はございませんでしょうか。

よろしいですか。

( な し )

委員長

それではこれをもって質疑を終結いたします。

続きまして、(8)議案第11号、斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。植村健康推進課長。

健康推進  
課長

それでは、議案第11号、斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

まず議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

健康推進  
課長

本議案につきましても、前回の委員会で説明いたしました内容と変更はございません。末尾の要旨をもって説明に替えさせていただきたいと思います。

( 要旨朗読 )

健康推進  
課長

以上で斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ないようでしたら私ちょっと現状だけお尋ねしときたいんですが。この要旨にもありますように、後期高齢者医療制度へ移行しない方っていうんですか、移行するしないをご本人に選択していただくということで、一般質問でも若干お尋ねしてた件もあるんですが。現在事務的には障害者の方達に関しましてどんなふうに進めていっていただいているのか、この際ですので確認をしておきたいと思います。

健康推進  
課長

一般質問の中でもあったかとは思いますが。ご本人さんが後期高齢者に移行するのか現在の健康保険に残るのかという一つの選択要件になりますのは、いわゆる掛金でございます。国民健康保険の場合であれば国民健康保険税で、社会保険の場合であればそれら保険と後期高齢者に移行した場合の保険料との差というものでございます。約十数名の健康保険の被扶養者の方につきましては、これまでは保険料負担がございませんでした。後期高齢者に移行しますと保険料負担が発生しますので、その部分だけを取りだしますと健康保険に残られる方が支出が少ないと、支出がないという事がございますので、これらの方につきましては今週にその旨の通知文をその対象者に差し上げて選択をいただくかというふうに考えております。国民健康保険の方につきましては、この議会ですらね、国民健康保険の税率をご審議いただいている最中でございますので、現段階ではまだ確定をしていないということで被保険者の方にはお知らせをしておりません。

ただ、問い合わせ等も徐々にはきておりますのでこの部分につきましては現段階議案提出している案ということでの説明はさせていただきますが、基本的には議案確定後というふうに住民の方にお知らせをしていくということになろうかと考えているところでございます。

委員長

大体様子がわかり、具体的に十数名の方には今週通知ができるということもお聞きしたところですが、それと委員皆さんの方で他にはございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

( な し )

委員長

それではこれをもって質疑を終結いたします。

続きまして、(9)議案第12号、斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めま

す。 植村健康推進課長。

健康推進 それでは、議案第12号、斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正す  
課長 る条例についてご説明申し上げます。  
まず議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

健康推進 本議案につきましても、前回の委員会で説明いたしました内容と変  
課長 更はございません。末尾の要旨をもって説明に替えさせていただき  
たいと思います。

( 要旨朗読 )

健康推進 以上で斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての説  
課長 明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおり  
ご承認賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。  
委員の方でお尋ねになりたい点はございませんでしょうか。  
よろしいですか。

( な し )

委員長 それではこれをもって質疑を終結いたします。  
続きまして、(10)議案第13号、斑鳩町介護保険条例の一部を  
改正する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理  
事者の説明を求めます。 西川福祉課長。

福祉課長 議案第13号、斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を

改正する条例についてご説明いたします。

まず議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

福祉課長 この条例の内容につきましても、前回の委員会でご説明させていただきました内容と変わりはありません。議案書最後のページの「要旨」によりまして、朗読をもってご説明とさせていただきます。

( 要旨朗読 )

福祉課長 以上簡単ではございますが、議案第13号、斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りまして、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けしていきたいと思えます。いかがでしょうか。ございませんでしょうか。

ちょっと一つ、私お聞きしたいんですが。特例措置を継続するっていうことにつきまして、先程と同じようなことになりましたが、財源の補償はあるんでしょうか。それについてはどうなっているのかお尋ねしておきたいと思えます。

福祉課長 今回の激変緩和措置の財源につきましては、保険料で賄うということになります。現在、第3期事業計画を進めておる中で、事業計画を順調に進めております。保険料の中でこれを賄う事ができるということとしております。基金等の取り崩し等で賄うのではなしに保険料でいけるといふかたちで進めております。以上でございます。

委員長

という事は、この激変緩和措置はあくまでも継続して行ってもいいですよと、その代わり保険者の会計内でやれるんやったらやったらええやんかという、そういう内容の継続措置ですね。

はいわかりました。他に委員さんのほうで何かございますでしょうか。ございませんか。

( な し )

委員長

そうしましたら、ないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。

ここで、とりまとめのため暫時休憩をさせていただきます。

( 午前11時34分 休憩 )

( 午前11時35分 再開 )

委員長

再開いたします。

ただいま取りまとめを行いまして、委員皆さんに確認をさせていただきました。討論の申し出がないということですので、このまま各議案につきまして当委員会としての採決を行っていきたいと思います。

それでは議案書の番号どおり進めてまいりたいと思いますので、順次お諮りをしていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

まず初めに、議案第1号、斑鳩町総合保健福祉会館条例について、お諮りいたします。本案につきましては、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって議案第1号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第2号、斑鳩町後期高齢者医療に関する条例につ

いて、お諮りいたします。本案につきましては、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第2号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号、斑鳩町営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第4号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。本案につきましては、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第7号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第8号については、当委員会とし

て満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号、斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第9号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号、斑鳩町老人医療費助成条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第10号につきましては、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号、斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第11号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号、斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )



委員長 異議なしと認めます。よって議案第12号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号、斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第13号につきましては、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

以上、3月議会の付託議案についての審査を終わらせていただきます。

それでは2番目の継続審査案件につきましてを議題といたします。

(1) (仮称)総合福祉会館の整備、運営に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 西川福祉課長。

福祉課長 (仮称)総合福祉会館の整備、運営に関することについて、前回委員会後の事業進捗状況等の報告をさせていただきます。

本日、現地調査をしていただきましたが、現在、建築工事では、サッシ取り付け等の内装工事を行っているところでございます。機械、電気設備工事につきましては、建築工事に伴い設備配管等の施工を今現在行っているところでございまして、2月14日現在での工事進捗率は68%となっております。平成20年5月28日の完成を目指しまして、概ね順調に工事を進めているところでございます。

また、管理運営につきましては、今回は、3月28日に第4回目の運営会議を予定しておりまして、また委員皆様にご意見をいただきながら、いただいた意見を参考として検討してまいりたいと考えております。

今後も事業の進捗状況の報告、完成後の運営につきまして議会にもご相談申し上げながら、より良い施設の建設と運営に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力の程よろしく願いいたします。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑意見などがございましたらお受けいたしたいと思います。 木田委員。

木田委員 ちょっと一件だけですもんけども。この1階部分の中で車椅子ですね、外来者がまあ自分で持ってこられる方は別やねけども。外来者の方が車椅子を必要とされる方が中には来られると思いますもんけども、その場合にですね、どこに置き場を設置しようとしておられるんか、その場所についてですねお聞かせ願いたい。それと福祉会館の中にありますけども、どれぐらいの車椅子を用意しておかはるのか、今現在あるやつをそのまま転用しはんのかね、それらについてお聞かせ願いたいと思います。

福祉課長 今ご質問いただきました車椅子の設置場所でございますが、当然福祉会館の各入口付近に車椅子を常設というか、使用できるようにという形で設置を考えております。まず、正面を入っていただきました入口、保健センター駐車場側から入りました入口、大きな入口は2ヶ所ございます。その付近に車椅子を設置しまして、また案内等も設けまして利用していただけるように配慮して参りたいというふうに考えております。

また車椅子につきましては、現在社会福祉協議会でも車椅子を持っておりますし、福祉課でも持っておりますことからその車椅子を利用して参りたいと考えております。

委員長 他に。よろしいですか。 吉野委員。

吉野委員 運営に関することに関係するかと思うんですけども。前回の委員会で激甚災害時の一次避難場所または二次避難場所とかについても考慮した建物であるというふうに言われておりましたけども。激甚災害っていつ起こるかもわからないし、また起こったときにですね、あそこをどういうふうに利用するかっていうシミュレーションきちっと作っておかないと、激甚災害時にそこへ入って来られたお年寄りとかはですね、非常に戸惑ったり生活ががらっと変るものですから、体を壊したりするということがよくあるそうです。そのために寿命を縮めたりする例もあるそうです。そういうことについてもまだ建物は完成していない段階からですね、激甚災害いつ起こるかわかりませんので、是非これも運営する上において十分考えておいていただきたいと思えますし、私のほうもいろいろとご協力はしたいとは思っておりますがその点はいかがでしょうか。

福祉課長 その総合保健福祉会館につきましては、災害時の避難場所に想定しておりますので、現在その非常のための施設と想っているところでございます。今、委員の申されましたように当然建物が出来ましたらそういう訓練もしていくところでございますが、今申されましたように運営・管理の中でできるだけ早くそういう面にも配慮しながら計画を立ててまいりたいというふうに考えております。

委員長 他にございませんでしょうか。 西谷委員。

西谷委員 今ちょっと災害時の時の拠点と、ということは自家発電設備も設置しているということですか。

福祉課長 はい、自家発電設備も設置しております。非常時のエレベーターの運転でありますとか、照明等に供給できる自家発電装置を持っております。

委員長 他に委員さんの方でなにか。 吉野委員。

吉野委員 まあ、どうっていうことはないことなんでしょうけども。前回のエントランス及び各室内の壁面の装飾について申したんですけどもですね。これは副町長さんの方からこの施設は福祉についての重点をおいた建物であるのでそういうことは今のところは考えていないということですかね、聞いておりますので。よくまあ斑鳩町でもそうなんですけども五重塔とかですね、講堂とか法隆寺に関するものがよく見られるんですけども。こないだ観光ボランティアで話し合いまして、実はその前の晩にNHKで五重塔の何がしについて歴史上の話をこうありましてですね。五重塔とか三重塔でもそうなんですけども、すべてああいう塔っていうものはストウパーって言って、インドのお釈迦様のお墓の模したものであると。いずれ皆行く道であるから福祉会館にあっても別におかしいんじゃないのかなと、おかしくないのじゃないのかなという話がでたんですけども。一度飾りますとああいうまあそういう装飾品っていうものは、またすぐにでも変更するというのはなかなか難しいことでもありますので、その辺もうちょっと私が今お話したようなことも参考にさせていただきまして、なるべくまあ例えば壁面の専門家、斑鳩町の美術関係者とかですね、相談をされるのも一つの方法ではないかなと思います。

町 長 まあ今、吉野委員がおっしゃっていただくように、前回の委員会でも申されたように今、住江織物から寄附を受けてる関係の一点は今現時点で考えております。特におっしゃるのは、やっぱり絵画とかいろんな関係等についてご寄附でもいただいてもですね、必ず掲載をその場所ですね、確認されてきます。その場所についてこんなやっぱり関係者がですね、こんな場所にあかんやないかということになりますから非常にこれは難しいと思います。五重塔とかそういうもんでも現時点ではいただいたやつをiセンターに置いてますけども。やっぱりああいうロビーとかああいうところは、やっぱりもし万が一の事があった

ら出来るだけ人が集えるってことになったら、そのものを置いてやっぱり邪魔になってですね、そういうことも踏まえていく中では、やっぱり最初からそういうことを設置するということで行くんだったら設計の中にも盛り込んでいかなければいけませんし、やっぱりそういう点では今現時点で出来上がってそこに掲載をしていくということには私はやっぱり難しいんじゃないかなということで、今現時点では住江の関係のですねタペストリーを現場と打合せをしながらですね、掲載する事を考えて今やっておるだけでございますんで、それ以外は考えていないということです。

委員長

他にございませんでしょうか。

ないようでしたら私ちょっと一点聞きたいんですが。今日現地を見させていただきまして歩行浴がちょっと気になったんですが、工事関係者の方の説明では歩行浴の深さが60cmとか70cmとかいうようなことおっしゃってたんですね。あまりに浅くてちょっと本当に歩行浴できるのかなというふうに心配になりまして。やはり腰ぐらまで浸らないとなかなか本当に痛いところを補強しながらっていうのは難しいのかなと。痛いところ辛抱して歩くっていうのはね難しいのではないかなというふうに思うんですが。そのところちょっと確認をさせていただきたいと思います。 西川福祉課長。

福祉課長

今委員長申されましたように歩行浴の深さでございますが、私、腰ぐらの深さという形で想定をしております。再度もう一度確認させていただきますのでよろしく申し上げます。

委員長

お願いしときます。腰までなかったらなかなか効果がね、きついですのでね。足しか浸からへんようでしたらあれですので。腰まであってこそ歩く訓練しやすいと思いますのでお願いしときたいと思います。

それとですね、子供さん達も多く利用していただける施設としまし

て階段なんです、どっかのホテルで階段の手すりから越えて落ちたとかね、そんなニュースなんかもありましたけども。これらの手すりなどの安全施工ですね。まああのどんなふうを考えていただいているのかなというふうに思います。子供さんたちが自由に結構動き回れる様な、そりやお母さん勿論、保護者勿論ね、気をつけていただかないといけませんけども。そういう安全を重視した階段っていうものになっているのかなどうかなっていうのがちょっと気になってたんですが。何か特に施工の中で気をつけていただいていることっていうようなことあるんでしょうか。 芳村副町長。

副町長 設計時において施設の安全と安心というものが大きなウエイトを占める中で設計をやります。そういうことによってちゃんとやっておりますから問題はないと思うんですが、時と場合によっては考えられない事故が起こる可能性もあります。それはないようにですね、常日頃の管理に努めてまいりたいと思っております。

委員長 他に委員の皆さんの中でこの際ですので、現地も見て参りましたし、お尋ねになりたいことございましたら。 吉野委員。

吉野委員 現場でも確認させてもらったんですけども、担当者さんがわからないっていうことで。エレベーターのことなんですけども、これだけの施設でこれだけのエレベーターで、まあ容量のことなんですけどね。何人ぐらい乗れるんですかっていったら、今はわからないということだったんですけども。これまあ完成の域に達してきているので今さらなんだかんだ言ってもしゃーないと思うんですけども。このエレベーター何人乗りで、これでよかったのかなって。

町長 エレベーターというのは障害者用を想定していますから。2階の建物ですから。普通からいったら2階でエレベーターというのはなかなかないですけど。やっぱり障害者を兼ねたというのか、障害者をやっぱ

り車椅子を1台するという事。2階の建物で普通からいったらエレベーターというのではない。やっぱり障害者用と、この3階のこのエレベーターにしても障害者用ということでしておるわけですから。広さというよりも結局車椅子が乗れて、その補助する方とそういう関係ですね。まあそういうことでやっております。まあ何人乗りかというのは、限定はされておりますけども。

委員長

他に委員さんの方でございませんでしょうか。

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

継続審査案件につきましては、報告を受け、一定の審査をしたということで終わらせていただきます。

尚、現場見ていただきましたとおり、まだ十分に内装も出来上がっておりませんので、内装などが出来上がって以降ですね。更に再度当委員会としても現地調査の計画をしていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いします。

時間がお昼前になりましたのでここで、1時まで休憩とさせていただきます。

( 午前 11時56分 休憩 )

( 午後 1時00分 再開 )

委員長

それでは、再開をさせていただきます。

午前中に続きまして、3番目、各課報告事項について、(1)国民健康保険特定健康診査等実施計画について、理事者の報告を求めます。

植村健康推進課長。

健康推進  
課長

老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に変更となりましたことから、健康診査、及び保健指導のあり方が変更となることは、すでに委員の皆様もご承知のことと思います。

平成20年度からは、基本健康診査に変わりました、医療保険者が

健康診査・保健指導を行うこととなっております。これを特定健康審査、特定保健指導と呼ぶわけですが、町といたしましては、国民健康保険という一保険者といたしまして、その被保険者を対象にこの特定健康診査及び特定保健指導を実施することとなっております。そこで、この特定健診等を実施するにあたりまして、法律の規定によりまして実施計画を策定することとなっております。既に国民健康保険運営協議会のご意見もいただきながら、今回第1期分を策定をいたしましたのでここにご報告申し上げるものでございます。

この計画は、国の特定健診等の基本指針に基づきまして、平成20年度から24年度までの5ヶ年の計画期間をもって、その基本指針に基づいて必要な事項を規定するものであり、構成としてはシンプルな構成となっております。

資料の2. 第1期斑鳩町国民健康保険特例健康診査等実施計画に基づいて、その内容をご説明させていただきたいと思っております。表紙をめくっていただきまして、まず目次でございませう。

この計画につきましても構成ですが、まず序章ということで計画策定にあたってということで、その計画策定の背景及び主旨、計画の位置付け、計画の期間そして斑鳩町国民健康保険の現状と課題を書かせていただいております。第1章につきましても、この特定健康診査等の対象者及び達成しようとする目標を規定をいたしております。

また第2章といたしましては、特定健康診査等の実施方法についてを定めております。次のページでございませうが第3章以下につきましては個人情報の方、それから実施計画の公表及び周知、実施計画の評価及び見直し、更に他の現行事業との連携について計画を規定しているところでございませう。その中でもっとも重要となりますポイントとなります部分の第1章の特定健診の対象者とその目標、さらに第2章の実施方法について簡単ではございませうがご説明をさせていただきます。5ページをお開きいただきたいと思います。こちらでは第1章特定健康診査等の対象者及び達成しようとする目標ということで書かせていただいております。まず1番の対象者でございませう。まず特定



健康診査の対象者につきましては、満40歳、その年度に満40歳になる人を含みますが、74歳までの国民健康保険の被保険者であり当該年度の1年間を通じて加入すると見込まれる人が対象となっております。

なお書きでございますが、国民健康保険の被保険者でありましても労働安全衛生法や学校保健法等の他の法令に基づく健康診査を受診した方は、この結果のデータを国民健康保険に提供があった場合には、特定健康審査を受診したものとみなすということになっているところでございます。(2) 特定保健指導の対象者につきましてはこの特定健康診査の結果によりまして腹囲、血糖等が所定の数値を上回る方のうち、糖尿病、高血圧等の治療にかかる薬剤を服用していない方が対象となるものでございます。

次に6ページをお開きいただきたいと思います。

ここでは、目標値を書かせていただいております。その1) 参酌標準という部分でございますが、国が定める特定健康診査等実施、基本指針におきましては、平成24年度までに特定健康診査の実施率、特定保健指導の実施率ならびにメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率にかかる目標を全国目標に沿いまして、医療保険者別に定めているところでございます。この市町村国民健康保険の参酌標準は、下の表のとおりでございます。特定健康診査につきましては65パーセント、特定保健指導につきましては45パーセントを実施すること、そしてメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少につきましては、平成20年度と比べ10パーセント減少させるということが目標となっております。2) から4) につきましては、本町の目標に対する考え方を書かせてはいただいておりますが、それを数値でとりまとめましたのが、次の7ページの表5でございます。

上段の表の平成24年度までの特定健康診査等の目標値ということでございます。平成24年度、1番右の欄をごらんいただきたいと思います。特定健康診査のまず対象者としましては、6,259人を推定しておりました。そのうち65パーセントであります4,068人

に対して特定健康診査を行っていくということを目標と掲げております。また特定保健指導につきましては、その4,068人が健康診査を受けられて特定保健指導の対象となられる方が950人出現すると予想しております。その950人に対しまして45パーセントの428人に対しまして、保健指導を行っていくというものでございます。その結果といたしまして平成20年度の数値に比べまして平成24年度、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群を10パーセント減少させようというものでございます。1番左の平成20年度いわゆるこの4月始まる部分の目標値ですが、特定健康診査につきましては実施率45パーセント、保健指導につきましては25パーセントを一番最初の年に目標と掲げまして、まずは特定健康診査の受診率アップに全力を傾けて参りたいと考えているところでございます。

次に8ページをお開きいただきたいと思います。ここでは第2章としまして特定健康診査等の実施方法について規定をしているところでございます。これの1番のまず1)でございます。特定健康診査の案内方法としましては、広報やホームページなどを通じて周知するほか、対象者には受診券を交付しまして、受診行動を促進してまいりたいと考えているところでございます。2)につきましては特定健診の内容ということで、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防を目的とした特定保健指導を受ける必要がある人を抽出するために健診項目を設定するものでございます。また3)でございますが特定健診の場所と時期ですが、町が委託した医療機関、これにつきましては、先般の委員会でも奈良県医師会と契約する意向であるということをご報告いたしてありますが、その予定で現在も進めております。原則として通年受診できるように努めて参りたいと考えているところでございます。

次に9ページでございます。2番としまして、特定保健指導の実施方法でございます。1)としまして特定保健指導にかかる階層化ということでございますが、特定健康診査の結果に基づきまして保健指導の必要性に応じた階層化を行います。具体的には動機付け支援、または積極的支援というふうに階層化を行うこととしておりますが、その

部分につきましては、その下段の表にございますように腹囲と追加リスクの数でございます。追加リスクにつきましては、さらにその下段の表※印で表示させていただいておりますが、血糖、脂質、血圧、喫煙、これらの項目がどれだけ該当するかによりまして積極的支援と動機付け支援あるいは情報提供とかによりますような、基本的には保健指導は行わないという方でございますけれども、その様に区分してまいって、それぞれに応じた保健指導を行っていくというところでございます。11ページをお開きいただきたいと思っております。5)でございますが、特定保健指導の場所と実施形態でございますが、3段目でございます。特定保健指導につきましては当面原則として斑鳩町保健センターが通年に渡り行うことといたしているところでございます。個別の支援につきましては厚生労働省が定めております標準的な健診、保健指導プログラムに基づいて行ってまいりたいと考えております。1番下段の3ですが代行機関の利用ということですが、この特定健康診査等のデータの処理及び費用の支払いに関する事務などにつきましては、奈良県国民健康保険団体連合会が運用します特定健診等管理システムを利用しまして事務の円滑化を図って参りたいと考えているところでございます。

今回の特定健診等につきましては、この5年後の目標の達成度合につきまして、各医療保険者が拠出いたします後期高齢者支援金に影響があるということが今回の特徴でございます。

具体的に基準が示されているわけではありませんが、目標の達成度の進み具合、高いのか低いのかによりまして、医療保険から拠出いたします後期高齢者支援金に90/100から110/100の係数がかけられることが法律に明記されているところでございます。つまり、達成度が高ければ国民健康保険が支払う後期高齢者支援金が減額となり、逆に達成度が低ければ支払う後期高齢者支援金が増額になるというシステムになっております。町国民健康保険といたしましては、保健センター及び介護保険とも連携を図りながら、被保険者のメタボリックシンドローム該当者・予備群の減少に努めてまいりたいと考えて

おりますのでご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではありますが、特定健康診査等実施計画についての説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので質疑、ご意見などがあればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

ちょっと私の方から一つ、今説明受けたんですけどね。達成度によって後期高齢者医療への拠出する支援金分ですね、影響受けるという話で。100分の90から100分の110で、それでうまいこといけへんかったらペナルティやでという、こういう制度というのは問題あるなと思いつつも。これ見てましたら各健康保険に対して、このペナルティっていうのか、このケースを用いようとしているのであればですね、社会保険とか健保組合やったり大きい会社なんかの共済なんかでしたら、すごくシステムはつきり今までからしてる状況にあると思うんですけどね。国保なんていうたら今までこういうシステムの皆でこんな受けましようみたいなこととか、そういうことやってきてない国民健康保険については、非常にこのペナルティを課せられる率が高いかなって思ったりしてるんですけどね。担当としてはどうですか。こんなペナルティ、国民健康保険にとって不利なんじゃないかなと私思ってるんですけど。これについてはどういうふうに理解したらいいんでしょうか。

健康推進  
課長

まあ社会保険との比較ということになるかと思いますが。社会保険の場合には、既にこの計画の内容でもご説明しましたように、他の法令により健康審査を受けた方、例えば社内健診というようなものですが。そういうのを受けた方につきましては、この特定健診を受けた事とみなすということになっておりますことから、例えば健康保険組合、大手の健康保険組合であれば、社員の方はほぼ100パーセント受けておられると。それだけで、いわば特定健診の実施率というのはかなり高い。あとは扶養家族をどうされるかというようなことになる

うかと思えます。実際には参酌標準につきましては、市町村の国民健康保険が65パーセントとなっておりますが、健康保険の種類によつたらこれが70パーセントだったりとか、多少高くなってる部分もありますが。それにおきましても、国民健康保険のこの部分については、社会保険と比較しますと不利になるということは間違いありません。ただ当然その辺は私どもも県や国などには国民健康保険の実情というものとは訴えていかなければならないわけですが、国保中央会などにおきましてもこのまま単に平均の実施率を出されただけであれば国民健康保険のほとんどがですね、平均を下回る可能性もあるということでこの実際に100分の90から100分の110の係数をかける基準にあたっては、そのあたり十分注意していただきたいと。十分考えていただきたいということで厚生労働省の方に申し出されるとも聞いております。わたしどももそういうふうに思っておりますので、これらについては十分注意していきたいというふうに思っております。

委員長

はい。今課長の方も十分に理解をしていただいて、今後もきちっと声をあげていっていただくということですので、まあその辺についてはね、国保なんかはこれまでそんなん社会保険と違いましてね、いろいろ本当に難しい点があると思えますけど。でも斑鳩町は英断していただきまして、保健師新しく2名の採用もしていただき、保健指導なんかもあたっていくんだという意気込みを非常に私も感じてはおりますので。今後こういうペナルティがあるからとかではなく、本当に斑鳩町の町民の皆さんの健康を守るという、そして医療費の高騰を抑えるというそういう主旨で極力またがんばっていただきたいというふうに思っております。

委員の皆さんの方で何かございますか。ございませんか。

本日この計画見せていただいて説明を受けただけですのでね。また何か気がついたことなどがございましたら、また積極的にいろいろこんないいんじゃないかとかいう意見がございましたらね、またいろいろと今後もこの5年間の計画ということですよ。

今後もね、いろいろ続いていきますので、またご意見などありましたら出していただいたら結構かと思えます。

そしたらこれにつきましてその他よろしいですか。

( な し )

委員長

はい。それではこれをもって、質疑を終結いたします。

次に、(2) ごみ収集業務の一部委託について、理事者の報告を求めます。 乾環境対策課長。

環境対策

ごみ収集業務の一部委託について、でございます。

課長

前回の委員会で、ごみ収集業務の一部委託についてご説明を申し上げましたなかで、資料の提出のご依頼がございましたので、今回、提出させていただくものでございます。

まず、資料3-①でございますが、公共下水道への接続による(有)清水環境開発の経営状況ということで、上の表でございますが①として浄化槽の清掃・点検業務契約の解除状況でございます。公共下水道への接続によりまして、浄化槽を使用されなくなった世帯の、清水環境開発との浄化槽の点検・清掃の契約を解除された状況ということで表しております。平成17年度で住宅・店舗、公共施設、集中浄化槽合わせまして合計で163件。清掃料・点検料の合計で410万3,950円の減少しております。それから平成18年度で合計で94件、清掃・点検料の合計で448万2,293円の減少となっております。2年間の合計が257件ございまして、累積の損失が1,269万193円となっております。

なお、この表には表しておりませんが、平成17年度、18年度の2年間の浄化槽の点検・清掃にかかります新築等の新規契約が79件ございましたけども、転出等によりまして解約も72件ございまして、わずかしは増えていないという状況でございます。

次に、下の表でございます。②はその他工事の請負状況でございます。

す。清水環境開発では、企業の経営努力としてし尿汲取り・浄化槽の点検・清掃業務以外の他の業務への転換も図られておられますが、平成17年度と平成18年度の2年間で23件、請負金額にいたしまして680万2,710円の工事請負契約をされているという状況でございます。

続きまして、裏面の資料3-②の上の表でございますが、し尿汲取りの収集の件数、これは延べ件数ということでご理解いただきたいんですが、収集量、委託料の推移でございます。し尿の汲取り業務につきましては、町が直営でできないことから清水環境開発へ委託しておりますが、汲取り式のトイレから水洗のトイレに変更されたり、あるいは公共下水道へ接続されましたことによりまして、年々減少してきているという状況でございます。平成19年度につきましては平成20年1月末現在の数値でございますが、年度末の見込みといたしましては、昨年度より延べ件数で約850件、収集量で約300k1減少する見込みでございます。

このことから、平成20年度のし尿汲取りの委託料につきましては、200万円減の3,100万円を委託をしてみたいと考えているところでございます。

次に、下の表でございます。浄化槽汚泥の処理状況の推移ということで、浄化槽汚泥の収集・運搬の許可を与えております清水環境開発と国見工業2社の、それぞれの処理件数と処理量でございます。なお、平成19年度につきましては平成20年1月末現在の数値でございます。

平成17年度に国見工業の処理件数・処理量が若干増えておりますけれども、それ以降は減少しておるという状況です。清水環境開発につきましても、処理件数と処理量は減少してきているという状況でございます。

なお現在、清水環境開発では、3台のバキュームカーを保有されております。そのなかで、公共下水道への接続によりまして浄化槽の点検・清掃業務が減少しているという状況の中で、常に1台は稼働して

いない状況でございます。社員も常に2人は業務がなく待機している状況にあるという報告を受けております。

この業務がなく待機しているという状況の中で、社員2人分については、約1,269万円の収入減になっているという状況にもかかわらず、社員には給与を支払らなければならぬということから、点検・清掃業務に携わる社員の平均給与相当分ということで約1,100万円の経営が圧迫されているということでこの分に見合う、ごみ収集業務を委託していくということでございます。

町といたしましては、清水環境開発にはし尿の汲取業務の委託あるいは浄化槽の清掃・点検業務の許可を与えているわけですが、公共下水道へ接続されることによってこの件数が減少していくということになるわけですが、今後も将来に向かってその規模を縮小しつつも、公共下水道が完全に接続される直前まで、安定的に衛生的に処理をしていただく体制をとっていただきたいということから、この合理化に関する特別措置法、この法律の趣旨に基づきます代替業務を提供させていただいて、経営の安定を保持していくということでございます。

もし清水環境開発が企業努力だけに任せて町が代替業務を提供しないということになりまして、企業努力に限界が生じまして、その経営の圧迫によって廃業してしまうということになりますと、廃棄物の適正な処理に障害が生じるということになります。たちまちこれは処理ができないということで、当然住民の方もお困りになるわけでございますし、これがまた町で直営で収集・運搬の業務を行わなければならないということになってしまうわけでございます。

このことから、町といたしましては、この合理化に関する特別措置法に基づきまして代替業務を提供していくなかで、清水環境開発での経営の安定を保持していただきまして、し尿・浄化槽汚泥の適正処理に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。



委員長 説明が終わりましたので質疑、ご意見などがございましたらお受け  
いたしたいと思います。 西谷委員。

西谷委員 まずですね、今課長から説明があったわけですが。そもそも下水道  
の整備等に伴う一般廃棄物処理等の合理化に関する特別措置法って  
いう法律なんですけど、これはずっと全般的にこう読んでますと、そう  
いう合理化あるいは契約書となる諸条件によって、合理化その事業に  
関する計画書を定めて知事の承認を受ける事が、受けなければならない  
って、受けることができるのかってというのはこういう文言で書いてあ  
るんですが。これは、この法律ってというのは必ずこの業者をこういう  
法律に基づいて手当しなければならないのかどうかってというのが一点  
と、それとこの特別措置法に対象となる業者は、今は清水環境開発に  
ということなんですけど。これは清水環境開発だけにしかあてはまらな  
いのか、あるいはもう1社の国見工業についてもこの法律に基づくよ  
うなものが対象となるのかどうか、この2点まず聞かせてください。

住民生活 この合特法につきましては、法律ではこういうことができるとなっ  
ておりますので、必ずしもしなければならないということではありませ  
ん。しかし、この業者、町が委託をしております、し尿処理の委託  
をしています業者、もしくは許可をしております業者に対しまして、経  
営が圧迫されてきたと、なぜならばやはり町の責任としまして町が一  
般廃棄物の処理をしていく責任としまして、し尿、それから汚泥等の  
住民の方からでた分については、町はしなければならない。そしてそ  
の汲み取りにつきましては、町が清水環境開発に委託をして汲み取り  
をしていただいている、そういった中で下水道が出来てきまして収入  
が減ってきたということであれば、やはり町としましては合特法に基  
づく補償をしていかなければならないというものであります。でない  
と最終的に、仮に課長が先程申しましたように経営が圧迫されまして  
業者が経営困難により廃業するといったことになると、たちまち  
町がこのし尿の汲み取り処理をしていかなければならないというふう

になります。そうした中で、今、し尿汲み取りにつきましてはすぐに代わりの業者というものがありませんので、またこの汲み取りにつきましては廃業される際にはただちに弁償といったものは困難でありますので、こういった中で、住民のし尿汲み取りを衛生面も考えて守っていくためには、やはり委託業者を継続して守っていく、収入が減ってきたら守っていくということになってくるかと思えます。こういった中でこの合特法によって業者の契約に対しての補償はしていかなければならないというふうに考えております。それと対象となる業者でございますが、今合特法が昭和50年にできた法律でございますが、浄化槽の点検等の整備につきましても、この合特法の適用が昭和60年から適用となってきております。そのために今浄化槽等の点検につきましては、町は許可をおろしている業者、2社でございますがその2社につきましても対象となっているものでございます。

西谷委員　　今僕も当然そうやろなど、2社になるんやろなど思いながら、一方、しなければならないという法律ではないってということやと僕は思うんです。それで実際今、部長説明する中で、例えばバキュームカーは3台から2台で1台が遊んでるとか、社員が2名が仕事にあふれているということなんですが、実際には斑鳩町は下水道を平成3年度からやって、まあ今20年度ですわね。17年間、その中で例えば今ぱっと気づいたら、その平成3年から同じ例えばその人員でずっとやられてたのかという素朴な疑問を抱くわけですよ。片方では仕事がもう減ってくるなと思ったら当然企業としてはですよ、社員をリストラする、あるいはその減った分を社員そのまま残すんやったら他に仕事を広める意味で、事業収入を得るような形に営業努力をされると思うんですが、たぶんそういう成果として少なくとも斑鳩町の下水道の指定業者という形でもされてるんやと思うんですね。それをなんで町が公費で今補償って言い合ったけど、補償せんなんのかなってのは、非常に僕自身も疑問なんです。そこで町がですよ、斑鳩町のし尿等の適正処理に関する条例の中では、この業者っていうのは許可は1年やっていう

ことでこの条例には書いてあるんですが、これは間違いありませんか。

環境対策  
課長

許可の更新につきましては、1年更新ということでございます。

西谷委員

あのね、1年更新やっていうことは、改めて1年間たったらご破算にしてもう1年しましょうということですよ。そういう考え方からしたら補償ということが出てくること自身がおかしいん違います。1年たったらもうご破算ですよ、また新しくしますよ、違いますか。だからそういう考え方したらそのあとの補償という考え方にはならんのかなんかということと、それと、なぜこれは住民の素朴な疑問なんですけど、なぜ住民が自分とこの汲み取りをしてもらうのに業者を選べへんのやということ、素朴な。

だから別に今言われたように、片方では下水道の整備に関するこの合理化に関する特別措置法に、対象には清水環境開発も国見工業もはいりますよと答弁された。せやけど汲み取り業務については、清水環境開発しか認めません。浄化槽の分については2社やります。そしたらなんで1社しか認められへんのかっていう理由が僕住民から言われて答えられませんでした。なんでやのと。次、議会ちゃんと聞いてきますわ。だから住民からすればサービスのいい方、自分の気に入った方へどっちかできる選択の余地を与えて欲しい。あるいは実際にこの業者についても別にボランティアしてはるわけやないんやから、ちゃんと営業としてやってはるわけやから、当然事業主としては会社を存続するためには企業努力あるいは営業努力をされて現にそういう別の業種についても下水道の指定業者としてそういうこともされているわけやから、その中で確かに数字はここで累積で1, 269万ですか、のが減りました、だからその補償やって言うんですが。実際に減ったけど、減ったんは減ったことに対してなんで全てを斑鳩町がせなあかんのか、そのへんがなんぼ聞いても合点いかへんし、自分達の同じ仲間がこのことについて話し合ったんですが、皆やっぱり同じで、普通

企業っていうのは企業努力するん違うの、なんでその分をせないかんの、あるいは補償みたいなものすごい1企業に対して手厚いことをしてるけど、実際にこの条例で見ると1年間、許可するのは1年。1年間で許可をするっていうことは、1年たったらご破算でまた1からやっていうことになったらそんな補償っていう発想にはならんのちゃいますかと。僕も実際にそういうふうに思いますんで、是非ともそのへんのところちょっと住民の人が納得できるような形で説明してください。

副町長

これは今までから説明をしておるわけですが、この下水道の普及によって、この廃棄物処理及び清掃に関する法律なり、町の許可または委託を受けている業者ですね、これは清水環境開発、国見工業どちらも有限会社でございますけども。この営業に大きな圧迫があるということをおっしゃっていただけたらと思います。この圧迫をさしたというのは、原因者は公共下水道を、事業を整備した町だと。そうすれば当然この業者に対しては合特法に基づいてその処置を講じなければならないという考えを持っています。これが我々の考えです。

西谷委員

今、副町長言わはったけれど。そこで分かれるのは、一番最初に聞いてんけど。この特別措置法っていうのは、必ずせなあかんもんなんですかっていうことに対して、することができる。ということはしてもええし、しやんでもええってのがこの法律の記するところやないんですか。それと実際にこの法律に基づいて仮にですよ、こういう形で今町がこうやろうとしています。そしたら当然、先ほど言いましたように清水環境開発だけやのうて国見工業も同じ対象や、副町長言いました。そしたら今度はまた、当然この数字でも見る限り国見工業も減ってるわけですから、いやうちも実はこんだけ減りました、そしたらまた斑鳩町はその代替する、あるいは先で今度は2千万減りましてん、そしたらまた2千万補償して。そんなばかなことあるのかってのは、なんで一企業のためにそれだけのことを町がせんならんのかっていう

のが、今副町長が言い合ったけども、何度も説明してるって副町長言わはるけども、何度も同じこと言っはるけど、私に理解が出来るような答弁に私はなっていないと。これは私だけやのうて町民の皆さんも同じようにおっしゃってるし、私と考え方も一緒やなと思います。だから早急にこういう今出てくる中ですよ、もうちょっと委員会の中でも詳しいやっぱりその、それぞれの議員がですよ、このことについてもっとしっかり自分らで調査したりとか研究せなあかんのちがうかな。出してきて、はい、もうこの4月からやりますんやのうて、実際この法律そのもの、私もこの法律、副町長からもらって実際読んで理解してるだけです。この措置法の条文そのものを読んで自分なりに理解しているだけで、詳しい実態もまだまだ調査不足やし勉強不足、それでこういう論点がほんまに一般企業の、今の厳しい斑鳩町の財政の中でこんなことまで、僕は少なくともするような余裕もないと思うし、片方ではこのし尿の適正処理に関する条例の中でも10年、20年という形で契約を交わしているわけでもない。1年ごとに交わしてるっていう中で、さかのぼって何年前からやってきて減ったって言い合はるけど、1年たったら更新してっていう中では、あえてそんなに急いで決めないかんのかなっていうのは、私は非常に疑問です。今言われた副町長の説明についてもなかなか私自身は理解ができません。だからちょっと委員長も他の委員さんの意見をちょっと聞いて、この件について委員会として、僕は早急にええ悪いとか言う結論やのうて、もう少しこの件についてじっくりとやっぱり委員会として審議すべきやと。この一つだけの問題やのうて、これをええということによって次に国見工業、あるいは何年か先にまた同じような、前は1千万でしたけど今度は2千万穴あきましてん、3千万穴あきましてん、そのたびに斑鳩町それをしていかなあかんのか、という問題も私は抱えてると思うんで。ちょっとその辺のところの整理をしてもう少し他の委員さんの話も聞かせてください。

副町長

西谷委員は、西谷委員の考え方やと思うんですが。やはりこの下水

道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、こういう法律があるわけですね。この法律はわかっていたかと思うんですけども、し尿の汲み取りとか浄化槽の汚泥処理とか、そして浄化槽の清掃とか行っている業者、この方に下水道を普及することによって、その経営に大きな打撃を与えるわけです。成り立っていない。それをこの法律は、助けようという法律なんです。今、先程西谷委員がおっしゃいましたように、この承認を受けることはできる。第3条で合理化計画の知事の承認は受けることができるということより、そのできるだけへんはこの法律上の考え方違うわけです。あくまでも合理化事業計画を定め、知事の承認を受けることができる。これはあくまでもそういうことから本町は、この解決では、非常にスムーズに進めると。これまた、研修してもらっても結構ですけど。田原本へ行っても、20年、21年は1億800万、それがまた新しく計画していくと。他の、檀原であろうと大淀であろうと、他も皆そういう形でこの合特法に基づいた対応をしてるわけです。本町はあくまでも2社であるし、業者が1社少ない、そういうことからこの解決をスムーズにやれるわけです。田原本もこの間、研修に行ってきたら、もう相当長いときから長く交渉している。なかなか話がつかない。まだこれ1億800万のいわゆる転替交付金、補償金、事務管理委託料払ってもですね、まだ職員を町が2人雇えるということで今年は1人、来年は1人になっていくということで非常に苦労した、なかなか解決できなかったと。ところが斑鳩町は、業者が協力と言うたら、西谷委員怒られるかもわかりませんが、我々の協議にのっていただくと。そして1,350万で20年はその対応をしていただくと。ましてうちは代替業務のみですから、うちがごみ収集しているエリアを、その代替業務をしてもらうわけです。これ聞いてほしいんです。いわゆる町は正職員を雇えば2千万以上つきます。臨時でも1千万以上つくわけです。それがなくなるわけです。そういうことを考えれば、町としては合理化、町のいろいろ事業等委託の合理化。これも関連があるということを考えてます。この今も西谷委員がおっしゃられるように、

確かにし尿汲み取りは、業務委託は1年1年更新しています。これはやっぱり年々色々な条件は変わります。当然、これは段々し尿の汲み取りは減ってまいります。増えるという事は絶対ありえない、いうことからそこらは十分考えながら年契約で業者との話の中で協議をもって実施をしていく、こういうことでございますから、町としては、斑鳩町はまだ遅かったんかなと。他の町村から結構遅かったんかなという気もしております。そういうことで、私の言ってることを理解してもらえないか分かりませんが理解をしていただきたいと思えます。

委員長 今、副町長のほうからご答弁いただきましたがその前に西谷委員の方から、委員会としても考えるべきではないかと、各委員さんにもご意見だしていただいたらというようなこともございましたが、それについてどういたしましょうか。皆さんそれぞれ意見今だしていただけるようであれば、出していただいても結構かと思うんですが、特にどうでしょうか。

(「順番に言うていって。そういうてはんのやったら言うたらいいねやん。自分の思いダーって言うたらええねやん。」との声あり)

委員長 そうしたら今、委員の中からもちょっとそのご意見に沿って、それぞれ思っていること言っていったらどうだというようなこともございましたので、それぞれ。

(「委員長、休憩してください。」との声あり)

委員長 ちょっと待ってくださいね。今まだ休憩していませんので、開会中ですので、休憩をとる必要があるのであれば、委員から申し出がありましたらねあれですけど、もういいんじゃないかということであればね、それは別に、町長の方もご心配もあるかとは思いますが、

委員も色々な思いが、考え方があるというふうに私思っておりますのでね。一度委員の皆さんにも委員会としてということについてもどうなのかということもありますのでね。その辺についても委員皆様のご意見などもお尋ねしようかというふうに思ったんですが。それでどういたしましょうか。お一人ずつご意見聞かせていただく前にももちろん休憩をとらせていただいて、ちょっとお聞きすることもできるんですけども。どういたしましょうか。そのまま続けさせてもらってよろしいですか。 木田委員。

木田委員 西谷委員言うてはんのはね、やっぱり12月12日に初めてこの委員会にこのなにながでてきたいうふうに私は思ってますねんわ。だからこの3月いっぱいね、決めよということがね、この時間的ななにもあってというふうに思いますねんわ。だからそういうふうななんでね、期間も、期間ちゅうんかその間に委員会がこれ2回ですか、今日いれて2回ですか、3回かあっただけやからね。それでいろんな町民の方の意見も聞いてるということでそういうなにもでておるんではないかなとは思いますがねんけど。やっぱりこの委員会の中でもね、3月31日をもってですね、町の臨時職員をやめるちゅうんかね、やめていただくちゅうようなことも申されておるのでね。そしたらそれの職員に対してのまたこれ手当もせんなんらんようなことにもなるやろしね。今のなんでいけんのかどうかちょっとわかりませんねんけど。16人か残ってはる言うけど。だからもうちょっとやっぱりこういうふうななにながでてくる場合は、もうちょっと早よからそういう下地ちゅうんですかな、それを出しといてもろたらもうちょっと理解していただけたんかなというふうには思いますねんけど。

だから私はもうこれは別になんにも不満もありません。とにかくやっていただいた方がええと思います。それは。

委員長 木田委員の方からもそういうご意見も出たんですが、他に委員さんの方でなにかご意見ございますでしょうか。 辻委員。



辻委員

私はこの合特法の関係については、以前建設水道委員会の方でたぶん視察もされたと。何年か前に香川県の方で視察もされてます。その時にはそういう現状も一応向こうで、その当時の議員さん見られて、おそらくその時に研究はされていると思いますよ。多分その業者については浚渫工事が主にそういう業者がするというので、向こうで説明あったと思います。業者間で色々トラブルありますけども、一応まあそういうことで、やっぱり代替をしていこうということがされてます。県内でも恐らくいろんなところでこういう代替、こういう合特法の関係でいろいろされているということを私も勉強させていただいてます。まあ今、これは当然業者と町とのいろいろこう協議の中で、もういっこの業者ありますけれど、やむを得ないなと判断させていただいてますけれど。ただ、私まあ、せっかく今木田委員も言われたように、臨時職員が4名今年で、来年度から雇ってもらいたいということで、若い人についてはあとなんか手当を、その臨時職員さんの、町の臨時職員さんの手当をまあなんかひとつええ方法考えてほしいなということで、後でちょっと要望だけさせていただこうかなということで、思っただけですので。これについては、別に依存はないということでさせていただきます。

委員長

他に委員さんのほうでなにかご質問、ご意見、これに関しましてございますか。

それとですね、私もちょっとお尋ねしたいことがあったんですけども。もしもですね、こういう仕事をされている方が町の事業によって大きく営業が出来ない状況に陥ってやめると、廃業するとなった時なんか、補償金を払うっていうような話も聞いたことがあるんですが、結局補償金とかいう手当をしなければならなくなるのか、それとですね、もしもこういう話を成立させないで、町が、し尿処理の事業を今やっていただいているところが撤退しますよということになった時に、じゃあ今現在まだ相当数斑鳩町でし尿の汲み取りを行わなければ

ならないんですが、その業務をいざ町がしようと思ったら出来るというように見通しがあるのかどうか。そこが重要なところではないかなというふうに私は思ってるんですけども。それについてはいかがでしょうか。 芳村副町長。

副町長 本町は今、下水道の普及は25パーセントということで、普及が遅くなっているわけです。まあそういうことを考えますと、まだ業者がこの事業をやめて他の業務につくということはありません。また、これが段々段々普及率が高くなってきて、90パーセント以上なったときには当然、補償金は払っていかねばならない。その業者がやめてますから、その補償金は払っていかねばならない、このように思います。

もう一つは、今ご指摘のように仮に業者がですね、この業務をもうやめる、行わないということになればこれは町でやらなければならない。ただし、これは町でできるのかと考えたら相当な事業費もいるし、そして詳細な計画案もたてなければならない。これは、私は現時点では無理であろうと、このように思ってます。

委員長 それぞれ委員さんからも疑問があったり、質疑があったりしたことについてご意見のある方、質疑のある方にはご発言をいただいたところですが、それでどうでしょうか。

西谷委員 今まあ、私が思うのはね、片方では田原本では1億800万ですか、補償をこうされているっていう、そういうのに比べたらうちはっていうことで、代替事業するだけやし、決ってその金額としてもたいしたことないし、スムーズにいったるっていうことやけど。そういう額面の、金額の問題やのうて、今まではこういう法律があっても斑鳩町としてはそういう補償という考え方はしていなかったのに、今回逆に言うたら、形はどうであれ、とにかくそういうことを認めてするということについて、ほんとにこんなんであっていいのかっていうことについて

僕は疑問を持ってるわけです。金額の、確かに数字だけで見れば今まで臨時職員で1, 200万でやったものとほとんど変われへん金額で業者にまわすか、町としてはなんらそういうことは問題ないんやと、あるいはそんなにたいした金額じゃないんやとおっしゃるけど。そやのうて、それを業者からこういう特別措置法に基づいて意見してきた分を町が受けたということは、その業者の特別措置法に基づいて斑鳩町は平成20年度からこういう業者については絶対的に補償するんやという、そういう今までとは違う新しい第一歩を踏み出すことになるんで私は懸念してるわけです。念のために再度お聞きしたいんですが、今町がやられているですね、代替業務としてこれに基づいてやるんやとおっしゃるんですが、それはこの下水道の整備に伴う特別措置法の条文からいうたら第何条に基づいて今のそのことをされるんですか。

副町長

これは、西谷委員もご指摘のように、ちょっと略さしてもらって合特法と、いうこの法律では合理化事業計画を立てて、知事の承認を受けることができる、こういうことを書いてるわけですね。これは承認を受けなければならないということになれば、合理化事業計画を立てて知事の許可をもらいます。そしてこの対応をしていくと。ただ、この受けることができるという条文を、合特法の主旨を変え、もって本町では代替業務で解決可能だと、いう判断です。なぜ可能かといえれば、先程も説明いたしましたように業者の数が少ないし、また業者が我々と協議にのっていかれると。こういうことになれば、合理化事業計画を立てなくても、合特法の主旨に基づいてこの措置をできるということでございます。当然町としてもこういう業務のみをさすということになれば、これは当然公表しなければならないということを考えています。したがって、広報等にはこういうことであつたと、いうことは当然4月1日やから公表していきます。

西谷委員

そしたら今の副町長の話のなかでは、もう1社の国見工業さん同じような形できたら同じように対応していくとそういう考えでいいんで

すか。

副町長

基本はそういうことです。ただ、本町もこれから合理化計画をやっ  
ぱり定めていこうということを考えております。当然、西谷委員もご  
指摘のようにもう1社、国見工業がございますから、そこらもその  
営業、経営難でいろいろ問題があれば、これまた要望書出すというこ  
とがありうると思いますが、まず、うちとしては、合理化計画を定め  
ていこうということを今担当課とは協議しております。

委員長

いかがでしょうか。この件に関しまして、他に委員皆さんの方から  
何かご意見ございますか。よろしいでしょうか。

先程、西谷委員からも、委員会としてももう少しこういう点につい  
ても今後のこともあるので研究する必要があるという申し出もござい  
ましたので、私たちもこの法律なども理解をしまして、その解釈の仕  
方はやっぱりそれぞれ議員皆さんのそれぞれのお考えもあるかと思  
いますが、これらについても今後の公共下水道事業が進んでいく中  
での動向ということについては非常に心配な点もあるという認識を持  
って、先程委員からでました、新しい第1歩となることであるから慎重  
に行う、慎重に考えるべきであるというお考えなどもなるほどという  
ふうに私自身考えます。ということは今後も引続きあることですので  
ね、私たちもこれらについてさらに研究をしていきたい、研究を深め  
るといふことで終わっておきたいというふうに思います。

西谷委員。

西谷委員

それとこの斑鳩町のですね、し尿等の適正処理に関する条例の第6  
条の中で一般廃棄物処理計画ということで、町長は法第6条第1項の  
規定に基づき一般廃棄物の処理計画を定め、し尿等の処理を計画的に  
進めなければならないということで載ってますね。今、副町長はこれ  
から処理計画を立てていきたいというような形で私はそういうふうに  
聞いたと思うんですが。これ条例に基づくこの計画というのは立てら

れてないんですか。

副町長 私、今答弁させていただきましたのは、略しますけれども、合特法に基づく合理化事業計画を立てる、条例とは全然別のものでございます。

西谷委員 そしたら条例に基づく処理計画っていうのは、立てておられるわけですね。

環境対策課長 5年計画ということで、ごみとそれからし尿ですね、合わせて計画の方は立てております。

西谷委員 その中でも当然今言われているような計画で、処理計画の中ではそういう補償っていう形で平成20年からこういうことをやっていこうというのはこの計画の中でも、そういう計画でなっているんですか。

環境対策課長 そちらの計画の方は、一般廃棄物の処理計画ということでございますので、合理化計画とは整合性は図られておりませんので、その計画については入っておりません。

委員長 あくまでも一般廃棄物を処理する量であるとか、そういうものについての計画であるというふうに、今課長の答弁から察しますとそういうことでよろしいですね。はい。 西谷委員。

西谷委員 さっきの中で一つだけ答弁もらってないのがあるんですが。今委託業者の1社しか清水環境開発しか認めていない、その理由だけちょっと聞かせてください。

町長 まあ、これは歴史があることでございますから、当初は清水組建設でずっとやっておられた。この種の問題はもう既に、私が就任する前

から補償の問題をどうするかという問題はもう何べんも議論されてきた。会長がですね、昭和60年の10月に亡くなられてですね、その後もずっと話をしているんですけども、なかなか合わない、合致しないということで、委員会でも何べんもこういう問題については早くそういう処理をせよと、いうことも言われてきているんです。今に始まったことじゃないです。ただやっぱり斑鳩町としては、1社、そういうことについては1社を認めていくということで最終的には、国見工業も汲み取りじゃなしに、配送ですね、結局汚泥の配送に関しての許可を与えてるだけであって、その汲み取りについては許可を与えてないです。そういうことも踏まえてですね、その辺をやっぱりご理解いただかんと、町内混乱をしてですね、逆にそういうことに住民が困ってしまうということも踏まえてですね、この種の問題は非常に難しい問題ではあるわけです。それを我々としては、町としてはこうして守られてこれたということは、私は有り難い話であって、やっぱりこうして町民の方々が汲み取りの業務についてもすべて円満にいったということについてですね、ただまあ補償の問題がなかなか片がつかない、そういう点についてなんとかやっぱり考えていこうという中で、ちょうど清水環境開発の方から合特法というものについて一つご理解をいただきたいという町に対する陳情というか文書がきまして、やっぱり町としても一つのそういうことについては視野に入れていかなかったらこれから民間委託とかいろんな関係等言われるけども、やっぱりそういう中で合特法がある中でやっぱりそれをしていこうということでございますからね、そのご理解をやっぱりいただかなかつたら、我々にも清水環境開発のなにも肩を持つんじゃなしに、やっぱりずっと長年やってこられたなかの経緯を、私は1社でこれたっていうことは有り難い話であると。これ2社、3社あったら必ず恐らく田原本とか他のとこの関係については、1億も2億も恐らくかかっていくと思います。まあ逆に今でも問題になっているのは、平群あたりでも結局、し尿処理場がない、そのかわりどこかへ持っていかなければいかんということで、熊本の天草の方へ運んでいると。それについては1トンあ

たり3万8,000円ほどかかってくるんで、3億ぐらいかかってくるんですね。それで予算的にも大変やということで、いろいろ県に対しても要望されると、それは地元の関係、市町村の関係ですということで知事は断ってますけども。斑鳩町、ありがたいことには、やっぱりこういうし尿処理場が52年にできて、その中で円満にですね、地元とも、神南あるいは稲葉車瀬と、皆様のご協力でできたお陰でこうして進ませていただいているというのはありがたい話だと思っております。

西谷委員　　今町長は、し尿の汲み取りは清水組1社やっておっしゃいましたけども。清水環境開発でしたけど。実際、合特法については、この条文読む限りは、当然汲み取りは1社であっても少なくとも浄化槽の汚泥の清掃もこの対象、やっている業者も対象になりますが、2社が対象になるというのは、これは間違いのない事実ですか。

町　長　　だから副町長も担当の課長も部長もですね、2社っていうことはおっしゃっている。その中で私はし尿処理の汲み取りの関係については1社しかしませんよと言うてるだけで、2社は相当するわけです。ただ私は1社というその正式要請に基づいてやってきた業者を私はやっぱり今こういう合特法の中でやっついこうということでございます。だから今副町長がおっしゃるように国見工業が将来的にそういう問題がおこってきたらそういうところも今、合特法の問題についてそういう整理をしてですね、やっついこうということをおっしゃっているわけですから、そのことをご理解をいただきたいと思っております。

西谷委員　　そしたら逆に町長自身は、汲み取り業務については従来通り清水環境開発だけで、国見工業にはそういう許可を与えないっていう考え方なんですね。

町　長　　その通りでございます。

委員長 他に委員さんの方で質疑などございますか。  
よろしいですか。ではないようですので、これをもって、質疑を終  
結いたします。

他に理事者の方から報告しておくことはございませんでしょうか。  
芳村副町長。

副町長 先般の委員会で、幸前1丁目の旭光宇部株式会社の審議しておりま  
した生コン調整工場跡地についてであります。木田議員ならびに西谷  
議員から調査せよとご指導をいただきました。この案件を取り扱って  
おりますのは都市整備課でございますので私のほうから説明を、調査  
した結果をご報告させていただきます。

この工場、いわゆる生コンクリートの調整工場跡地は、市街化調整  
区域でございます。建築物の用途を工場から有価資材の管理及び販売  
事業所へ変更することについては、市街化調整区域であるので、都市  
計画法に基づいて県知事の許可を受けなければなりません。また、こ  
の許可を、手続きを行うにあたりましては、事前協議が必要でありま  
す。この事前協議の手続きは、町を経由しなければならないというこ  
とで最終的には県に進達するわけでございますけども、町が事前協議  
の審査をいたします。この申請書が今年の9月11日に町へ事前協議  
書を提出されてます。現在、審査を行っているところでございます。

なお、この審査基準につきましては、計画に対しまして、周辺地域  
住民との合意形成が十分に図られることが規定されておりました。現  
在、この規定に基づきまして事業者に対し地元自治会等との合意形成  
に努めるよう、指導を都市整備課が行っているという状況でございま  
す。以上報告です。

委員長 ただ今、副町長のほうから報告をしていただきました。なにかこれ  
についてございますか。よろしいですか。



( な し )

委員長

それでは、以上、各課報告事項については終わらせていただきます。  
続きまして、その他につきまして、各委員のほうから何か質疑などがございましたらお受けいたしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

( な し )

委員長

それでは、その他についてもこれをもって終わります。  
なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお取り計らいをよろしくお願いいたします。  
これをもって、本日の案件につきましては全て終了いたしました。  
なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。  
それでは、閉会にあたりまして、町長のご挨拶をお受けしたいと思います。 小城町長。

( 町長挨拶 )

委員長

それでは、これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。どうも皆さんお疲れ様でございました。

( 午後 2時16分 閉会 )